

平成 31 年度 事業計画書

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会の 使命、経営理念

1. 使命

みなかみ町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

2. 経営理念

みなかみ町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ①住民参加・協働による福祉社会を実現します。
- ②地域における利用者主体の福祉サービスを実現します。
- ③地域に根ざした総合的な支援体制を確立します。
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みに挑戦します。

【基本方針】

みなかみ町の人口 18,162 人に対して高齢者人口（65 歳以上）は 7,160 人で、高齢化率は 39.5%となっており、県全体の 29.4%を大きく上回っています【数字は、群馬県統計情報提供システム・平成 30 年 10 月 1 日現在による。】。

国においても「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成 29 年 12 月 12 日厚生労働省）」で少子高齢・人口減社会という課題は経済・社会の存続の危機に直結しているものとして捉え、危機を乗り越えるためには地域の力を強化していく必要があるとして、留意して市町村地域福祉計画を策定するよう通知しています。また、同日に告示された「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」では、市町村に①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、連絡調整等を行う体制の整備、③生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の整備を求めています。

このような背景の中、みなかみ町社会福祉協議会では、地域福祉推進の中核的な団体としてふれあい・いきいきサロンや健康教室の開催を通じた支え合い体制づくり、介護保険事業、生活困窮者自立支援事業や生きる支援（自殺対策）等における個別課題に対する支援、いづどこで起きてもおかしくない災害への対策など、地域住民と協働して体制整備・問題解決に取り組んでまいります。

さらに、地域住民の参加により、地域の福祉力・地域力が向上し、みなかみ町に福祉の文化が醸成されるよう努めてまいります。

【重点項目】

1. 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまちづくり

平成 29 年度に策定した本会の活動指針となる地域福祉活動計画の中間評価に取り組むと共に、活動内容のさらなる充実を図り誰もが安心して安全でゆとりを感じるまちづくりを推進します。

2. みんなが いきいき ゆとりあるまちづくり

ゆとりをもって安心して暮らせるまちづくりを推進するため、高齢者自らの健康づくりのため健康教室等の拡充をはかるとともに、地域や学校での福祉活動への啓発活動、認知症予防などに取り組みます。

3. なかまと つくる 安心できる まちづくり

ボランティア活動への支援、防災教室等を開催し、地域でお互いに支え合い、安心できるまちづくりを推進するとともに、災害時等に備えて、法人の事業継続計画（BCP）の作成に取り組みます。

4. みまもり 支える 安全なまちづくり

住民の生活の安全をまもるため、地域、保健・福祉・医療関係者で連携し、生活の相談、介護の相談など相談機能の充実をはかります。

【主要事業】

I 法人運営部門

1. 会務の運営

法令遵守等により適切な法人運営や事業運営を行うために、総合的な企画や各部門間、本所、支所間などの連絡調整を行い社協全体の運営・管理業務にあたります。

- (1) 理事会・評議員会を随時開催し、会務の充実と円滑な事業運営
- (2) 予算編成・執行・財務管理・人事管理・労務管理
- (3) 役職員研修の実施
- (4) 会員・賛助会員の募集及び寄付金品の受付・管理
- (5) 他の社会福祉法人との連絡調整
- (6) 事業継続計画（BCP）の策定等災害、防災対策

2. 財政基盤の強化・職員体制の整備、資質向上

安定した運営のために財政基盤の強化を図るとともに、職員の効率的な配置及び資質の向上をはかります。

- (1) 会員・賛助会員募集による自主財源の確保及び効率的な経営体制の整備

- (2) 職員の専門性の向上及び介護職員キャリアパス制度の運用
- (3) 介護福祉士等資格取得の促進対策

3.普及啓発

- (1) 介護職員処遇改善の継続による介護職員手当の増額
- (2) 職場環境の整備、諸規定の見直し
- (3) 広報誌「ひだまり」発行及びホームページ充実

II 地域福祉活動推進部門

1. 地域福祉推進事業

- (1) 福祉情報の収集とニーズ調査及び実態把握
地域福祉事業及び介護保険事業を通じて得られる生活課題及び、ニーズ調査等により地域の実態把握に努めます。
- (2) 生活支援体制整備事業（みなかみ町委託事業）
生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備事業協議体と協力して地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実をはかります。
- (3) ソーシャルワーカー配置あんしん相談支援推進事業
ソーシャルワーカーを配置し、生活相談等にあたります。
- (4) 福祉用具等貸与事業（介護用ベッド、車いす等）
介護保険が利用できない方に介護用ベッドなどを貸出します。
- (5) ふれあい・いきいきサロン設置推進事業
認知症予防、介護予防のため、地域に高齢者等の集いの場であるサロンを設置します。
- (6) 生活福祉資金貸付窓口・高額療養費つなぎ資金貸付窓口
群馬県社会福祉協議会が実施する低所得世帯、高齢者または障害者世帯に対する貸付制度である生活福祉資金の貸付事務を行います。また、国民健康保険加入者の高額療養費の自己負担分の一部を貸し出します。
- (7) 日常生活自立支援事業および成年後見事業の啓発活動
認知症や障害などで判断能力が不十分な人が地域や家で自立した暮らしがでいるよう福祉サービスの利用や金銭管理などを支援します。
また、成年後見事業について啓発活動に取り組みます。
- (8) 生きる支援事業（みんなで取り組む自殺対策）
「みなかみ町生きる支援計画」に基づき各種事業を通して生きがいを推進するほか、福祉教育事業と連携して命の大切さを啓発します。
- (9) 福祉団体等支援事業
老人クラブ連合会や身体障害者福祉協会、母子会等福祉団体の活動を支援します。

(10) 「福祉ふれあいフェスティバル」の開催

地域住民への福祉活動等の啓発を目的として「福祉ふれあいフェスティバル」を開催します（2019年10月20日予定）。

小中学生福祉作文・ポスターコンクールの表彰のほかボランティア活動が顕著な方へのボランティア顕彰、在宅介護者への感謝状、福祉活動に対しての功労者表彰も行います。

2. ボランティアセンター事業（みなかみ町補助事業）

地域住民の福祉ボランティア活動の普及を目的にボランティアセンターを運営し、下記の事業を行います。

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア育成研修・養成講座の開催
- (3) ボランティアポイント制度の拡充・人材育成
- (4) ボランティア派遣の活性化
- (5) ボランティアコーディネーターの配置及び相談事業
- (6) ボランティアの啓発・普及・登録・紹介事業の充実
- (7) チャリティー芸能大会等チャリティー事業の実施・協力
- (8) 視覚障害者用町報朗読テープの配布
- (9) 収集・回収事業の実施（エコキャップ等）
- (10) 災害ボランティア設置運営等研修・視察・活動の実施

3. 共同募金配分金活用事業

(1) 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護している方に対してマッサージ治療等によるリフレッシュ事業を実施します。

(2) 障害者社会参加交流事業

身体障害者の社会参加の促進のため交流事業を実施します。

(3) ひとり暮らし高齢者昼食会等交流事業

一人暮らし高齢者の昼食会を開催して交流を深め、生活範囲の拡大をはかります。

(4) 福祉作文・ポスターコンクールの実施

普段から福祉に関心を持つところを育むために小中学生を対象とした福祉作文・ポスターコンクールを実施します。

(5) 若年母子活動助成

交流を深めることを目的に若年母子活動を支援します。

4. 歳末たすけあい募金活用事業

(1) 歳末ひとり暮らし高齢者特別給食（まごころ便）事業

一人暮らしの高齢者を対象に、募金した皆様の気持ちを特別給食『まごころ便』として民生委員さんの協力によりお届けします。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動助成事業

地域住民が主体となって実施する高齢者を中心とした集いの場としてのふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営に対して助成します。

(3) 福祉教育推進（福祉協力校助成）事業

各小中学校及び利根商業高等学校へ福祉教育に対する助成を行うほか、活動の内容を支援します。

平成31年度は、地域・学校・家庭が連携して、福祉教育の推進を図ることを目的とした群馬県社会福祉協議会の「学童・生徒のボランティア活動普及事業（地域指定福祉協力校モデル事業）」の指定と併せて実施します。

(4) 友愛訪問、見守り活動推進支援事業

一人暮らしの高齢者を見守る方へ支援します。

(5) 世代間交流事業（高齢者と中学生交流）

水上中学校の生徒と、一人暮らしの高齢者の交流会を開催します。

(6) 福祉車両貸出助成事業

みなかみ町社会福祉協議会と提携しているレンタカー業者から福祉車両を借りた場合の利用料に対して助成します。

Ⅲ 福祉サービス利用部門

福祉サービス利用部門は、町からの受託事業を中心に生活支援に向けた福祉サービスの提供、サービス利用の援助や地域での相談、支援活動、情報提供、連絡調整など下記事業を行います。

(1) 心配ごと相談・法律相談の定期実施

人権擁護委員、民生委員児童委員、行政相談員による心配ごと相談所と弁護士による法律相談所を開設します。

(2) ひとり暮らし高齢者給食宅配サービス

通所介護事業所で調理した弁当を週に1回、お届けします。

(3) 自立支援型ホームヘルプサービス

一人で生活することが困難な方に週に1回程度家事支援等を行います。

(4) 総合相談支援事業（在宅介護高齢者支援総合窓口 居宅介護支援事業所対応）

居宅介護支援事業所等で各種相談に応じます。

(5) 地域自立生活支援事業

① 高齢者温泉活用交流事業・交流と運動を目的に地区ごとに月に1度旅館等で開催します。

- ② 健康教室・運動を目的に月に1度公民館等で開催します。
- ③ 認知症カフェ・認知症予防を目的とした茶会を週に1回開催します。
 のぞみ館会場：毎週水曜日午後2時から4時
 気まま屋会場：毎週木曜日午後2時から4時
- ④ はつらつ教室・生活機能訓練を目的に季節ごとに会場をわけて開催します。
 会場：保健福祉センター、のぞみ館他
- ⑤ 介護予防サポーター活動支援事業
 地域で活躍するための知識や運動等を学ぶため講演、研修会等に
 参加します。
 連絡協議会：年6回
 会場：みなかみ町保健福祉センター

(6) みなかみ町高齢者等紙おむつ支給事業

紙おむつの購入金額の3分の1の額を助成して販売します。

(7) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターを受託し、下記事業を実施します。

- ・総合相談支援事業
- ・介護予防サービス支援計画事業・介護予防支援事業
- ・権利擁護事業（高齢者支援ネットワーク・成年後見制度利用支援事業）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業

IV 在宅介護サービス部門

在宅介護サービス部門は、介護保険法や障害者総合支援法の指定事業者としての介護サービス、障害福祉サービスなどの多様な在宅介護サービスを提供します。

1. 居宅介護支援事業

(1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく、介護予防ケアマネジメント業務

ケアマネージャー（介護支援専門員）が、要介護認定等を受けた利用者の依頼を受け、利用者の体調の確認・要望を聞き、複数事業所の紹介や説明をした上で必要なケアプラン（介護計画）を作成し、福祉サービスの他、保健医療サービスを適切に利用出来るよう、他機関との連絡調整を行います。

【事業所の名称及び所在地】

- ・みなかみ社協ケアプランセンター（みなかみ町新巻 301 番地 1）
- ・水上居宅介護支援事業所（みなかみ町阿能川 1059 番地 1）

2. 訪問介護事業等

(1) 介護保険法に基づく訪問介護事業

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス
- (3) 障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- (4) みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス（受託事業）

上記の事業で、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、身体介護または生活援助のサービスを提供します。

- (5) 福祉有償運送事業

(1)～(4)のサービスに合わせて一人で移動することが困難でお一人でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を病院等へ送迎します。

【事業所の名称及び所在地】

- ・みなかみ社協ヘルパーステーション（みなかみ町新巻 301 番地 1）

3. 通所介護等事業

- (1) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス
- (3) 障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護事業

3カ所の通所介護事業所において、入浴、食事、機能訓練、余暇活動、健康チェック、等の日常生活上の介護を行い、心身機能の回復をはかります。

【事業所の名称及び所在地】

- ・デイサービスセンターほたるの苑（みなかみ町月夜野 118 番地）
- ・水上デイサービスセンター（みなかみ町阿能川 1059 番地 1）
- ・新治ふれあいセンター（みなかみ町新巻 301 番地 1）

4. 就労継続B型事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（就労継続B型事業）で、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などが、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者が通う事業所です。

- ・ 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援します。
- ・ 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることが事業者指定の要件です。
- ・ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表します。
- ・ 利用期間の制限はありません。

【事業所の名称及び所在地】

- 障害福祉サービス事業所 ぴっころ（月夜野 644 番地 2）

V 公益事業部門

公益事業部門は、多様な福祉ニーズに基づき、社会福祉事業に支障のない公益性の高い事業を町・県から受託し事業を運営します。

1 生活困窮者自立支援事業（群馬県委託事業）

生活全般にわたる困りごとの相談窓口となり、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

必須事業

(1) 自立相談支援

どのような支援が必要か相談者と一緒に考え具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

・ 就労支援

就労するための支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

・ 生活支援

お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

2 子どもの生活・学習支援事業（群馬県委託事業）

(1) 居場所の提供

子どもたちが安心して過ごしながら学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着・社会性・将来の進路選択の幅を広げられるようサポートします。

(2) 生徒等の生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上

「勉強を教わる」のではなく「勉強の仕方を学ぶ」ことで、自主的に学習計画を立てられるようになり、自ら主体的に学習する習慣が身につくようにサポートし、家庭での学習習慣の定着や勉強への苦手意識の克服を目指します。

(3) コミュニケーションを育む

5教科の学習だけでなく、ゲームやサークル対話などを通して、意欲・社会性・コミュニケーションを育むカリキュラムも教室内で取り入れ、夢や目標を持つこと、他人を思いやれる心や、自分の意見を周りに伝えられる力を身につけることを目指しています。